

保険料の取り扱い（定期、養老、終身）

1. 計上すべき金額（被保険者：役員及び使用人）

	保険金受取人	必要経費算入額	資産計上額	特定の者のみが保険に加入
定期 保険	法人	支払額全額	なし	役員又は特定の使用人のみ ：役員報酬又は給与
	従業員の遺族	支払額全額	なし	
養 老 保 険	法人	なし	支払額全額	—
	従業員の遺族	給与	なし	役員又は特定の使用人のみ ：役員報酬又は給与
	生存保険金 ：法人	支払額の 1/2 を 必要経費に算入	支払額の 1/2 を資産 計上	役員又は特定の使用人のみ ：支払額の 1/2 を役員報酬 又は給与
	死亡保険金 ：従業員の遺族			
終身 保険	法人	なし	支払額全額	—
	従業員の遺族	給与	なし	役員又は特定の使用人のみ ：役員報酬又は給与

2. 保険の種類の意味

① 定期保険

定期保険とは、契約期間の満了に際し、満期保険金がない、いわゆる掛捨て保険といわれるものをいう。

② 養老保険

養老保険とは、被保険者が死亡した場合には死亡保険金が支払われ、保険期間終了時に被保険者が生存していた場合にも満期保険金が支払われる生命保険をいう。

③ 終身保険

終身保険とは、一定額の死亡保険金が一生涯継続する保険で、必ず死亡保険金が支払われることとなっている保険をいう。